



各位



会社名 株式会社 クレスコ  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 富永 宏  
(コード番号: 4674 東証プライム)  
問合せ先 取締役 専務執行役員 杉山 和男  
(TEL 03-5769-8011)

### 連結子会社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

2023年3月28日付「連結子会社に対する訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社クレスコ(本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員：富永 宏、以下当社)の連結子会社であるクレスコワイヤレス株式会社（代表者：代表取締役社長 森山 正吾、住所：東京都大田区、以下「ワイヤレス社」）は、エヌティーシーアカウンティングサービス株式会社（以下「原告」）より提起されておりました損害賠償請求に係る訴訟について、東京地方裁判所より判決の言い渡しを受けておりましたが、同判決を不服として、原告からワイヤレス社らに対して控訴の提起がなされたことを、本日、確認いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京高等裁判所
- (2) 年月日：2023年4月5日付

#### 2. 控訴を提起した者の概要

- (1) 名称：エヌティーシーアカウンティングサービス株式会社
- (2) 所在地：東京都港区西新橋三丁目4番1号
- (3) 代表者：代表取締役 堀ノ内 義之

#### 3. 控訴の提起に至るまでの経緯

ワイヤレス社は、2015年（平成27年）10月頃から SMART-INNOVATION 株式会社（以下「スマート社」といいます。代表者：蔭山真吾、住所：東京都中央区築地一丁目12番13号（取引開始当時））と取引を開始し、同社に対して Bluetooth 製品等を、企画・開発、製造、販売してまいりました。

原告は、スマート社に対してワイヤレス社から Bluetooth 製品等を購入する費用を融資していましたが、スマート社代表の欺罔により損害を被り、当該行為について森山社長が認識し阻止することも可能であったとして、スマート社代表者と森山社長、ワイヤレス社らとの共同不法行為の成立を主張して、金6億9,635万9,581円の損害賠償請求を、2019年（令和元年）10月8日に、提起したものです。

(注) 請求金額については、2020年（令和2年）9月18日に訴えの変更があり、金6億6,635万9,581円に減額されております。

係る訴訟の提起を受けて、ワイヤレス社は、法廷の場で原告の主張に対する反論を行ってまいりました。

2023年（令和5年）3月24日に、東京地方裁判所は、①原告の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は原告の負担とする、との判決の言い渡しを行いました。原告は、当該判決を不服として、今般の控訴提起に至りました。

#### 4. 控訴の内容

原告は、第一審における双方の主張および東京地方裁判所の認定を踏まえ、損害の発生については原告自らの過失も否定できないものと考え、控訴においては予め過失相殺の結果を考慮するとして、一部の損害に限定して金3億円の賠償を請求しております。

#### 5. 今後の見通し

当社およびワイヤレス社は、原告の請求の請求を認容しなかった第一審の東京地方裁判所の判決は、妥当な判断であると考えております。ワイヤレス社は、控訴審においても主張の正当性が認められるように対応を行ってまいります。

現時点において、本件による当社グループの連結業績に与える影響はないと判断しておりますが、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上